

JCA-30-外第108号

平成30年12月21日

一般社団法人日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康 様

日本チェーンストア協会
専務理事 井上 淳



「軽減税率制度」に対する当面の対応
～チェーンストア統一伝票（B様式）の対応～について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対しまして格別のご支援ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の軽減税率制度に対しましては、公正・公平ならびに事業者負担の観点から、制度の撤回または抜本的改正を求めつつ、来年10月の円滑な実施に向けて実務的な対応を着実に進めることを対処方針として順次検討を進めているところでございます。

特に、「チェーンストア統一伝票（B様式）」の軽減税率制度対応につきましては、企業間取引において影響を生じることもあり、流通システム開発センターとともに検討を重ねてまいりましたが、伝票の規格・様式は変更を行わず、別紙のとおり当面の運用を見直すことといたしました。

大変に遅くなり、また年末のご連絡となり、誠に恐縮に存じますが、ご関係の皆様にご連絡申し上げますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、軽減税率制度対応に係る諸課題につきましては引き続き検討を重ね、必要にな応じて共有させていただきたく考えておりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせは】

日本チェーンストア協会・政策第二部（田沢）

電話 03-5251-4600 Fax 03-5251-4601

※JCA手順によるデータ交換につきましては「流通BMSへの移行」を第一義にお奨めしておりますが、お問い合わせ等がございましたら合わせてご一報下さいますようお願いいたします。

以上

チェーンストア統一伝票（B様式）の軽減税率対応【骨子】

平成30年11月16日
日本チェーンストア協会

消費税の軽減税率制度に対応するため、チェーンストア統一伝票（B様式）ターンアラウンド型の運用については、「区分記載請求書等記載方式」の実施時を念頭に次の方法を推奨することとします。

なお、今後の周知については、流通システム開発センターと連携して行います。

- チェーンストア統一伝票（B様式）の様式・規格は変更せずに、「税率ごとに伝票を区分する方式」を基本とする。
- 「軽減税率対象品目である旨」については、取引先間で協議の上、自由使用欄のD欄またはG欄に「ケイゲンゼイツ」と記載する方式とする。
- なお、標準税率対象である旨については記載する必要がないとされているため、特段行わないこととする。

※その他ご不明の点等は協会事務局までお問い合わせ下さい。

チェーンストア統一伝票（仕入伝票（TA））の軽減税率対応

①伝票単位で商品の税率を記載する

商品が記載されるTA伝票に「軽減税率対象品目である旨」を記載する

品名	数量	単価	金額	税率
ケイゲンゼイツ				
AS AFD/200 1.5		48.00	72.00	8%
RS SK/FRSTAL 1.5		86.00	129.00	10%

②税率ごとに合計した対価の額を記載する

税額計算のタイミングである支払案内書に「税率ごとの対価の額」及び「税額」を記載する

項目	金額
8%税抜支払額	◆◆◆円
10%税抜支払額	▲▲▲円
8%消費税額	◇◇◇円
10%消費税額	△△△円
支払額	●●●円